

《中断期間について》

卒業後10年間は県内の特定病院での勤務が必要となりますが、次のようなケースは従事必要期間の中断が認められます。

i) 疾病・災害で業務に従事できない期間 ii) 育児休業の期間	実際にかかった期間
iii) 大学院（医学を履修する課程に限る）在学期間※1） iv) 外国の大学・大学院、医療機関、研究機関等において医学研修等に従事した期間	5年まで可
v) 専門研修の一環として特定病院以外の病院に勤務する期間※2） vi) 県の医療水準向上に資する専門知識修得のため特定病院以外の病院に勤務する期間	3年まで可

※1 社会人大学院生などで、特定病院で診療に従事している場合は、従事必要期間に含まれることがあります。

※2 特定病院が実施する専門研修プログラムの一環として勤務する場合のみ、中断期間となります。

《キャリアプランのイメージ》 ※6年間貸与を受けた場合

医学部		県内の特定病院での従事必要期間（トータルで10年間） ※黄色、水色の網掛け部分は従事必要期間、濃灰色は中断期間																	
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
修学資金を貸与						県内臨床研修病院で臨床研修		特定病院での専門研修											
修学資金を貸与						県内臨床研修病院で臨床研修		特定病院での専門研修				特定病院に勤務	育休		特定病院に勤務				
修学資金を貸与						県内臨床研修病院で臨床研修		特定病院での専門研修				大学院（4年）で研究							特定病院に勤務
修学資金を貸与						県内臨床研修病院で臨床研修		特定病院での専門研修					海外留学等		特定病院に勤務				
修学資金を貸与						県内臨床研修病院で臨床研修		特定病院での専門研修	県外病院での専門研修			特定病院に勤務							

※1 卒業後の臨床研修先は、県内の基幹型臨床研修病院に限ります。

※2 従事必要期間中は、「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」への参加が求められます。

※3 水色の網掛け部分の期間（8年間）のうち、4年間以上は、将来勤務することとなる時点の群馬県保健医療計画に明記される「医師不足地域」又は「特に不足する診療科」で勤務する必要があります。（へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は、3年間以上）

【参考：現計画（第9次保健医療計画）】

●医師不足地域：渋川、伊勢崎、高崎・安中、富岡、吾妻、沼田、桐生、太田・館林の各保健医療圏

医師少数スポット（上野村、神流町、みなかみ町（旧新治村））

●特に不足する診療科：産婦人科、小児科、外科、救急科、脳神経外科、総合診療

《県内の臨床研修病院》 計14病院（R8.4.1現在）

1 群馬大学医学部附属病院	8 SUBARU健康保険組合太田記念病院
2 独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	9 館林厚生病院
3 前橋赤十字病院	10 独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院
4 伊勢崎市民病院	11 公立藤岡総合病院
5 利根中央病院	12 医療法人社団日高会日高病院
6 桐生厚生総合病院	13 群馬県済生会前橋病院
7 公立富岡総合病院	14 独立行政法人国立病院機構渋川医療センター

《特定病院》 計89施設（R8.4.1現在）

1 独立行政法人国立病院機構が開設する病院	5 社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院
2 国立大学法人が開設する病院	6 臨床研修病院（基幹型・協力型）
3 地方公共団体（組合含む）が開設する病院	7 へき地診療所
4 日本赤十字社が開設する病院	8 二次救急輪番病院